

# 米沢市電子入札システム導入業務委託

## 公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

山形県米沢市

## 1 事業の趣旨

この要領は、米沢市（以下「本市」という。）の入札・契約業務における公平性・透明性確保の一層の促進、利便性の向上と事務の効率化を図るため、一般財団法人日本建設情報総合センターと一般財団法人港湾空港総合技術センターが共同開発した電子入札コアシステム（以下「コアシステム」という。）を利用した電子入札を実施するため、システムサービスの提供を受けるにあたり、企画提案方式により受託候補者を決定するために定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務の目的

本市の入札手続きの透明性、公平性の確保、事務の効率化・迅速化、また事業者の負担軽減を図るために電子入札システムを導入する。

### (2) 業務名

米沢市電子入札システム導入業務委託

### (3) 業務場所

米沢市 金池五丁目2番25号 地内

### (4) 業務内容

#### ① 米沢市電子入札システム導入支援業務（システム環境初期構築）

※詳細は、別紙仕様書のとおり

#### ② 米沢市電子入札システムサービス提供業務（本運用）

※詳細は、別紙仕様書のとおり

### (5) 履行期間

#### ① 米沢市電子入札システム導入支援業務（システム環境初期構築）

契約締結日から令和8年3月28日まで

契約予定日は令和7年8月中旬とし、電子入札システムの構築と受注者説明会を令和8年2月下旬まで完了し、令和8年3月には実装まで行うものとする。なお、本業務は国の交付金制度を活用しており、契約締結後に変更交付申請が必要になった場合は国からの変更交付決定（9月下旬）が届いてからの業務着手とする。

#### ② 米沢市電子入札システムサービス提供業務（本運用）

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

契約予定日は令和8年3月下旬とし令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）の長期継続契約とする。ただし、発注者は、翌年度以降において本契約に係る歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約は解除するものとする。

※令和8年4月1日からの本運用に係る契約は、特命随意契約による地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約とする。

### (6) 提案上限額

金39,790,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

#### 【内訳】

#### ① 米沢市電子入札システム導入支援業務（システム環境初期構築）の費用上限額

金3,930,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

#### 【内容】

ア 電子入札システム導入 一式

イ 職員向け研修支援サービス（発注者説明会） 一式

ウ 入札参加者向け研修支援サービス（受注者説明会） 一式

- エ 実証実験支援 一式
- オ 業者データ変換 一式

- ② 米沢市電子入札システムサービス提供業務（本運用）の費用上限額  
金 35,860,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）  
（令和8年度から令和12年度まで7,172,000円×5年）

**【内容】**

- ア 受注者向けヘルプデスク（5年間）
- イ 発注者向けSEサポート（管理者サポート）（5年間）
- ウ 入札情報システム利用料（年間発注件数（1-100件）・公開容量15MB）  
（5年間）
- エ 検証環境利用（テスト環境の利用）
- オ LGWAN利用料（5年間）
- カ ファイル無害化サービス（5年間）
- キ 職員向け研修支援サービス（発注者説明会）（5年間） 一式
- ク 入札参加者向け研修支援サービス（受注者説明会）（5年間） 一式

※提案上限額は、契約時の予定価格を示すものでなく、事業の規模を示すものであり、この金額を超えて提案することはできない。

(7) その他

- ① コアシステムについては、本市が別途契約し提供する。
- ② 本市の既存システムである「契約台帳データ（工事）・（委託）」（エクセル）と連携が可能であること。

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、この公募の日において、次に掲げる要件を全て満たし、契約期間において確実に業務を遂行する能力を有する者とする。また、参加事業者が当該契約日までに備えるべき要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

- (1) この公募の日から当該契約日までの間のいずれの日においても、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (2) 参加申込開始日時点において、米沢市契約規則（昭和53年米沢市規則第5号）第23条の規定による指名競争入札参加者登録簿（役務提供等のソフトウェアシステム開発処理に係るものに限る。）に登録されていること。ただし、未登録業者については、役務提供等の「米沢市役務提供等契約競争入札参加資格審査申請書」（以下「申請書」という。）を参加申込書の提出期間までに提出し、提出内容に問題なければ資格要件を満たすものとする。なお、提出された申請書については、問題がなければ令和7年8月1日から【役務】指名競争入札参加者登録簿に登録するものとする。

※申請方法など、詳細については次のホームページアドレスを確認のうえ提出すること。

<https://www.city.yonezawa.yamagata.jp/soshiki/1/1005/3/2127.html>

※申請に関する問い合わせ先：米沢市総務部契約検査課契約担当 内線2503・2504

- (3) この公募の日から当該契約日までの間のいずれの日においても、米沢市競争入札参加資格者指名停止規程（平成6年米沢市告示66号）に基づく指名停止処分を受けている者でないこと。
- (4) コアシステムを利用した電子入札システム導入実績や電子入札システムサービス提供実績について、元請で受託している実績を有していること。
- (5) 電子入札コアシステム開発コンソーシアム会員区分の正会員または賛助会員であること。

- (6) ISO27001情報セキュリティマネジメントシステムの認証を得ていること。
- (7) プライバシーマーク認定を受け、その認定がプレゼンテーション当日に有効期限を有していること。
- (8) 米沢市暴力団排除条例（平成24年米沢市条例第1号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9) 本市でのヒアリング、業務遂行の打合せ等に出席でき、その他必要に応じ緊密な連絡調整が可能であること。
- (10) 本運用に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の該当金額について減額又は削除があった場合、本市は、この契約を変更又は解除できることが契約条項となるが、これに基づき契約締結ができる者であること。

#### 4 プロポーザル実施の手続き

スケジュールのうち土曜日、日曜日及び米沢市の休日を定める条例（平成元年米沢市条例第51号）、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日は原則として事務局の対応を行わない。

##### (1) 実施スケジュール

項目	内容	備考
① 実施要領等の公表、公募開始	令和7年 6月23日（月）	米沢市HPへ掲載
② 質問受付期間	令和7年 6月23日（月）から 令和7年 6月27日（金）まで	最終日の16時必着
③ 質問に対する回答期間	令和7年 6月30日（月）から 令和7年 7月 2日（水）まで	最終日の16時まで
④ 参加申込書の提出期間	令和7年 6月23日（月）から 令和7年 7月 7日（月）まで	最終日の16時必着
⑤ 参加申込書類（一次審査）	令和7年 7月 8日（火）	
⑥ 参加資格確認結果・企画提案書要請の通知	令和7年 7月 9日（水）	発送予定
⑦ 企画提案書の提出期間	令和7年 7月10日（木）から 令和7年 7月24日（木）まで	最終日の16時必着
⑧ プレゼンテーション（二次審査） ※金額が同額だった場合に備え、再提出する見積書（2回目用）を準備しておくこと。※6選定方法及び審査基準（1）②の備えとする。	令和7年 7月29日（火）	予定
⑨ 審査結果の通知・公表	令和7年 8月 4日（月）	予定
⑩ 契約締結	令和7年 8月 8日（金）	予定

##### (2) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、下記のとおり行うこと。

- ① 受付期間：公募開始日～令和7年6月27日（金）最終日の16時必着
- ② 提出方法：質問票（様式2）電子メールにより提出すること。（後記10参照）
- ③ 回答期間：令和7年6月30日（月）～令和7年7月2日（水）最終日の16時まで
- ④ 回答方法：質問票に記載されたメールアドレス宛に回答する。

※質問に対する回答は、一括して質問回答書として取りまとめ、本市ホームページにおいて公表する。なお、軽易な事項については、個別回答することがある。

### (3) 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり行うこと。

- ① 提出期間：令和7年6月23日（月）～令和7年7月7日（月）最終日の16時必着  
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- ② 提出場所：米沢市総務部契約検査課検査担当（後記10参照）
- ③ 提出方法：郵送により提出すること。（書留郵便に限る。）  
※参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。
- ④ 提出書類（各1部）
  - ア 参加申込書（様式4）
  - イ 会社概要（任意様式）  
企業理念（経営方針）、創業年月日、従業員数、資本金、事業内容等  
※必要事項の記載があればパンフレット等でも可
  - ウ 3 参加資格要件（5）、（6）、（7）について該当することを証する書類の写し
  - エ 電子入札システム導入実績調書（様式5）
  - オ 暴力団排除に関する誓約書（様式1）

### (4) 企画提案書の提出

本プロポーザルの参加資格審査及び参加申込書類による一次審査に合格した者は、仕様書及び以下の①～⑤に基づいて企画提案書を作成し、郵送により提出すること。（選定方法及び審査基準については後記6参照）

- ① 提出期間：令和7年7月10日（木）～令和7年7月24日（木）最終日の16時必着  
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
- ② 提出場所：米沢市総務部契約検査課検査担当（後記10参照）
- ③ 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、片袖折りでA4版サイズに折り込むこと。
- ④ 企画提案書記載事項
  - ア 表題「米沢市電子入札システム導入業務委託に関する企画提案書」及び提案者名を記載した表紙をつけること。
  - イ 事業全体に関する基本方針
  - ウ 事業推進体制及び全体のスケジュール
  - エ 電子入札システムの導入
    - (i) システム環境初期構築作業
    - (ii) 事業者向け説明会の概要
    - (iii) 職員向け操作説明会の概要
    - (iv) 実証実験の概要
    - (v) 操作マニュアルの作成
    - (vi) その他の提案、アピールポイント等
  - オ 電子入札システムサービス運用
    - (i) ヘルプデスク設置
    - (ii) システム障害対応
    - (iii) システム利用可能時間、障害時の対応、レスポンス保証
    - (iv) セキュリティ対策

- (v) システム稼働後の運用支援、システム保守等
- (vi) その他の提案、アピールポイント等

⑤ 提出部数

- ・印刷した正本及び副本 ⇒ 10部（正本1部：代表者印押印、副本9部：代表者印不要）とする。
  - ・企画提案書を保存したDVD ⇒ 1部
- ※提出にあたりウィルス対策ソフトによりウィルススキャンを行うこと。なお、提出したデータがコンピュータウィルスの感染源となり、OA機器（PC等）に伝染し、障害が生じた場合の賠償等については、協議により取り決める。

(5) 機能要件確認一覧表の提出

企画提案書と併せて提出すること。

- ① 機能要件確認一覧表（様式6）
- ② 提出部数 2部

(6) 見積書（任意様式）の提出

- ① 企画提案書と併せて提出すること。

ア 米沢市電子入札システム導入支援業務（システム環境初期構築）に係る見積書

イ 米沢市電子入札システムサービス提供業務（本運用）に係る見積書

ウ 提出部数 1部

- ② 見積書には米沢市電子入札システム導入支援業務（システム環境初期構築）と米沢市電子入札システムサービス提供業務（本運用）それぞれの内訳額も記入すること。また、当該内訳額が次の上限額を超えてはならない。

ア 米沢市電子入札システム導入支援業務（システム環境初期構築）3,930,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

イ 米沢市電子入札システムサービス提供業務（本運用）35,860,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

(7) 工程表（任意様式）

企画提案書と併せて提出すること。

- ① 提出部数 1部

(8) 企画提案書等提出書類（以下「提出書類」という。）の取扱い

- ① 提出期限後は、変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。
- ② 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 提出書類は、米沢市情報公開条例（平成24年米沢市条例第30号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- ④ 提出書類の文章は横書きとし、文字サイズは10ポイント以上とする。文字等の色指定はない。図表については、この限りではない。
- ⑤ 提出書類の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- ⑥ 提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律51号）に基づく単位とする。
- ⑦ 提出書類の記載事項は、市職員が補足説明を要せず理解できるよう明確かつ具体的に記述すること。
- ⑧ 専門用語、造語、略語は一般の用語を用い、初出の箇所に定義を記述するか用語集を別途添付すること。

- ⑨ 提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属する。なお、審査等を行う作業に必要なときは、全部又は一部の複製を行い使用できるものとする。

## 5 提案書等説明会（プレゼンテーション）

- (1) 提案書等の説明（プレゼンテーション）は、企画提案書の提出順に提案事業者が提出した「企画提案書」を基に実施する。
- (2) 本説明会へ参加しなければ、応募は無効とする。

項目	内容
予定日時	令和7年7月29日（火）午後13時30分開始
実施場所	米沢市役所3階 庁議室 ※オンライン参加は不可
企画提案 質疑応答	・企画提案書の提出順に実施する。 ・1事業者60分程度とする。 (入室・機器準備等：5分、提案等発表時間：20分以上30分以内、質疑応答時間：20分程度、機器撤去・退室：5分)
実施方法	プレゼンテーションに必要な機器は提案事業者が用意すること。 ※HDMI接続ケーブル、プロジェクター、スクリーンは本市が用意するため必要であれば利用可能。
出席者	提案者の出席者数は5名までとすること。
傍聴等	プレゼンテーションは非公開とし、他の提案者による傍聴は認めない。

## 6 選定方法及び審査基準

### (1) 選定方法

公募型プロポーザル事業者審査委員会を設置し、同委員会で企画提案の審査を行い、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。なお、最も高い得点（一次審査と二次審査の合計得点）を獲得した者が2者以上あった場合は、二次審査の得点が高い者を最優秀提案者とする。また企画提案が1者の場合も本プロポーザルは成立するものとする。

- ① 参加申込時の提出資料、企画提案書、見積金額、プレゼンテーションにより提案内容进行评估し、その内容について、次に掲げる審査基準に基づき、審査委員がそれぞれ審査を行い、評価点数の合計が最も高い者を受託候補者として選定する。
- ② 二次審査の得点が高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。なお、金額も同額の場合は、当該者は、当初見積書の金額の範囲内で見積書を再作成し、再提出された見積書の金額が最も安価な者を受託候補者として選定する。

### (2) 審査基準

「米沢市電子入札システム導入業務委託審査基準」によるものとする。

### (3) 提案資格の喪失

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 参加資格要件を全て満たしているもの以外
- ② 参加申請書類または企画提案書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ③ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ④ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ⑤ 見積書の金額が2（6）及び4（6）の提案上限額を超える場合

- ⑥ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
  - ⑦ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
  - ⑧ プレゼンテーションに出席しなかった場合
  - ⑨ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
- (4) 受託候補者の失格と次点者の繰り上げ  
受託候補者が6(3)の規定により失格となった場合、同規定に該当しない者で、かつ、6(1)の評価が次点の者を受託候補者とすることができる。

## 7 選定結果の通知・公表

受託候補者選定後、参加者全員に選定結果を通知する。また、次の項目について米沢市ホームページに公表する。

- ① 受託候補者の名称、総合点
  - ② ①以外の参加者及びそれぞれの総合点
- ※①以外の者については符号により表記し、参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

## 8 契約手続

- (1) 受託候補者に選定された者と米沢市電子入札システム導入業務委託の契約交渉を行い、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書及び提案を受けた内容等については、本市と受託候補者との協議により、本業務目的達成のために修正すべき事項があると本市が判断した場合は、項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更をすることがある。
- (3) 契約交渉が成立しない場合は、次点の者と契約交渉を行う。
- (4) 契約金額は消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。

## 9 その他留意事項

- (1) 市長は、天災等の不可抗力による場合又は本プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めるときは、既に公募若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することができる。この場合において、本プロポーザルに要した経費を本市に請求することはできない。
- (2) 辞退届(様式3)を提出することにより、参加を辞退することができる。
- (3) 本業務の手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律51号)に基づく単位とする。
- (4) 本プロポーザルに関する説明会は開催しない。
- (5) 提案は1者につき1つの提案とする。
- (6) 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) 提出書類は返却しない。
- (8) 企画提案に含まれる著作物の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等、本市がこの事業に関し必要と認める用途については、企画提案者の同意を得た上で企画提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (9) 提出書類は、選定作業等に必要範囲で複写することもある。
- (10) 本プロポーザルで使用する機材のうち本市から提供する機材以外のものは、参加者において準備すること。

- (11) この募集に伴い収集した個人情報、本プロポーザルに係ることのみ使用し、それ以外の目的に使用することはない。
- (12) 提出書類については原則公開しないものとするが、米沢市情報公開条例による情報公開請求があった場合には、公開することがある。非公開情報が含まれている場合には、その旨を明記すること。
- (13) 本プロポーザルに要した経費は、全て参加者の負担とする。
- (14) 本業務の受託候補者は、業務の全部を第三者に委託することはできない。業務の一部を第三者に委託する予定である場合は、その最終的な責任を受託候補者が負うこと。
- (15) 提出書類の差し替えや再提出は認めない。
- (16) 本プロポーザルの選定結果に対する問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。また選定経過については公表しない。
- (17) 本プロポーザルの公募の日から契約締結に至るまでの間、本市に対し本業務に関する営業行為を禁止する。
- (18) 本実施要領に定めのない事項については、本市と参加者とが協議の上決定する。

#### 10 担当部署及び問合せ先（事務局）

〒992-8501 山形県米沢市金池五丁目2番25号

米沢市総務部契約検査課 検査担当（市庁舎3階）

TEL：0238-22-5111（内線2501・2502）

FAX：0238-24-8685

E-mail：keiyaku-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

※土曜日、日曜日、祝日を除く。午前9時から午後4時まで（正午から午後1時は除く）